

総務文教常任委員会報告

委員長 南雲 正

開会中の委員会審査

平成23年3月9日

●議案第3号

○湯沢町まちづくり基本条例の制定について

■審査の結果

「賛成多数で可決すべきものと決定」

協働のまちづくりを推進するための基本理念や考え方を定めた湯沢町まちづくり基本条例を制定する。条例では、まちづくりにおける町民、議会、行政の役割を明確にし、お互いが最良のパートナーとしての関係を築き協働してまちづくりに携わることと定めている。町の原案をパブリックコメントにかけて、22名、56件の意見を受け、定義、まちづくりの基本理念、参加機会の保証部分を修正した。

主な質疑

○：マンション所有者等を加えて、町民の定義が広くならない。コミュニティや反社会的

な申立てに対して対応できるのか。

○：マンション所有者等の知識、意見、参加をまちづくりのプラス面で考え、まちづくりの担い手となりえるコミュニティとして規定している。

○：町民参加の仕組みは、なぜ案件ごとにやるのか。町民投票は町民の権利として、町民の側から町民投票を提起できないか。条例の見直しを町民からできないか。情報の提供を有効に活用する方法の具体策は。

○：町民の参加の中心になるものは、パブリックコメントの要綱で示している。町民投票の常設型は間接民主主義の原則に反し、意見が分かれた時に混乱をきたすこととなり二元代表制における職務放棄となる可能性もある。町民投票結果も法的な拘束力を持たない。必要な時は議会も発議できるし町長も提案できる。条例の見直しは町

民から積極的な意見が出れば町も議会も取り上げることとなる。情報の提供の有効な方法はこれからの検討である。

○湯沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

●議案第5号

「賛成全員で可決すべきものと決定」

■審査の結果

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に併せて、一定の非常勤職員についても育児休業の取得できるとする条例の改正。

●議案第6号

○湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

人事院勧告に基づき、平成23年4月から国、県に準じて給与の減額改定を行い、若年層を除く全職員の給料が平均0.25%程度減額される。期末勤勉手当も0.55月減額され、年間4.50月が3.95月となる。湯沢町職員は平成21、22年度に独自削減が

実施されているので実質的には0.15月の削減となる。

主な質疑

○：給料表の引き下げに該当しない職員は何名か。全体での削減額は

○：146名中32歳以下の22名が該当しない。給料表の改定により130万円程度の減額で二人当たり年間1万円程度の減額となる。期末勤勉手当の減額は620万円程度となり一人当たり5万円程度の減額となる。

○湯沢町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

●議案第10号

「全員賛成で可決すべきものと決定」

■審査の結果

県の制度改正で、乳児の医療費助成が子供の医療費助成事業に統合されたことによる条例の改正。

●議案第7号

○湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

■審査の結果

平成18年度給与改定に伴う、給料表切り替えによる減額保証率を0.41%減額する条例の改正であり、17名が対象となる。

●議案第12号

「全員賛成で可決すべきものと決定」

平成18年度給与改定に伴う、給料表切り替えによる減額保証率を0.41%減額する条例の改正であり、17名が対象となる。

主な質疑

○：この減額保証の対象職員がなくなると、課長と特別職との格差が大きくなりすぎるが。

○：今後の検討としたい。

●議案第11号

○湯沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

■審査の結果

廃棄物の処理及び清掃に関する法律や浄化槽法に基づき全体を見直し、条文の整理を行う条例の全部改正。

●議案第12号

○湯沢町雑排水等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」